

「福井女子中学生殺人事件」再審開始決定に関する福井弁護士会会長声明

本日、名古屋高等裁判所金沢支部は、再審請求人前川彰司氏、同保佐人父前川禮三氏の請求にかかる再審請求事件、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」について、再審を開始する旨の決定をした。

本件は、1986年（昭和61年）3月、福井市内において、女子中学生が殺害された事件である。事件発生1年後に、彰司氏が犯人として逮捕されたが、何ら客観的な証拠がないうえ、同氏自身、逮捕以来本日まで一貫して無実を主張していた。

本件の第一審である福井地方裁判所は、犯行現場に遺留された毛髪が彰司氏のものであるとする毛髪鑑定信用性を否定し、別件で勾留中の暴力団員とその関係者の「犯行時刻後に血を付けた彰司氏を見た。」とする供述も客観的裏付けを欠いているうえ、捜査段階で変遷を繰り返しているから信用できないとして、1990年（平成2年）9月26日、殺人罪に関し、無罪判決を言い渡した。

ところが、名古屋高等裁判所金沢支部は、控訴審の審理において、新たな客観的証拠が提出されたわけでもなく、剖検写真といった基本的な証拠の開示も認めない状況のもと、同審の審理においてすら変遷した前記の関係者の供述について、「大筋で一致すれば信用できる」として、1995年（平成7年）2月9日、逆転有罪の判決（懲役7年）を言い渡した。さらに、最高裁判所も、控訴審の誤りを正すことなく、1997年（平成9年）11月12日、請求人の上告を棄却した。

彰司氏は、2004年（平成16年）7月、当会の支援のもと、名古屋高等裁判所金沢支部に再審請求を申し立てた。再審請求審の審理において、弁護団は、これまで開示されなかった剖検写真や前記関係者の捜査段階の供述調書の開示を求めた。そして、2007年（平成19年）9月7日、裁判所の勧告を受けて、漸く、検察官は、剖検写真等一部の客観的証拠を開示した。また、2009年（平成21年）には、前記関係者らの調書約30通も開示されるに至った。これらの開示証拠により、確定判決の認定する犯行態様と客観的証拠に矛盾が生じていること及び前記関

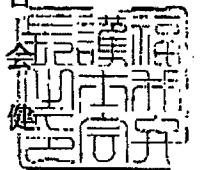
係者の供述は著しい変遷が存在し到底信用できないものであることが明らかとなり、今回の再審開始決定の基礎となったのである。

かかる経緯に照らして、当会は、今回の再審開始決定が、証拠開示に対して積極的姿勢を示したうえで、過去の裁判の誤りを正し、正義の回復を行ったものとして評価する。他方、20年以上も基本的な証拠を開示せず、無辜の救済を阻んだ検察官に対して、真摯な反省を求めるとともに、今回の再審開始決定に対して、決して、異議申し立てを行うことのない様、強く要請するものである。

当会は、これまで無罪を訴え続けてきた彰司氏とそこご家族・支援者の方々の努力にあらためて敬意を表するとともに、今後も彰司氏が無罪判決を勝ち取るまで支援を続けることをここに表明する。そして、無辜の県民が罰せられることのない様、当会を挙げて、正義の実現に全力を尽くす所存である。

2011年(平成23年)11月30日

福井弁護士
会長 安藤



「福井女子中学生殺人事件」再審開始決定に関する会長声明

本日、名古屋高等裁判所金沢支部は、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」に関する再審請求事件（請求人前川彰司氏）について再審開始の決定をした。

本件は、1986年（昭和61年）3月、福井市内において、女子中学生が殺害された事件である。前川氏は、事件の1年後に逮捕され起訴されたものの、一審福井地方裁判所において、1990年（平成2年）9月26日、無罪判決を獲得した。

ところが、名古屋高等裁判所金沢支部は、1995年（平成7年）2月9日、一審の無罪判決を破棄し、逆転有罪判決（懲役7年）を言い渡し、また、最高裁判所も、1997年（平成9年）11月12日、上告を棄却し、控訴審判決が確定した。

これに対し、前川氏は、2004年（平成16年）7月、日本弁護士連合会の支援の下に、名古屋高等裁判所金沢支部に再審請求を申し立て、本日の再審開始決定となった。本件は、前川氏に不利な証拠がもともと極めて脆弱かつ不当な目撃証言のみしか存在しない事件であり、刑事訴訟の大原則からして、一審判決が正当なものであった。

当会も、再審請求時に、名古屋高等裁判所金沢支部管内の単位弁護士会として、再審開始へ向けて、支援することを表明してきた。

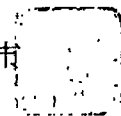
そして、本日の名古屋高等裁判所金沢支部による再審開始決定は、前川氏及び弁護団そして支援されてきた方々の努力のたまものであるとともに、正当な判断であり、無罪への第一歩を記したものとして評価するものである。

検察官に対しては、公益の代表者として、本決定につき異議申立てを行うことなく、速やかに再審公判への途を開くことを求める。

金沢弁護士会は、今後も、再審開始決定が確定し、同氏が無罪判決を勝ち取るべく支援を続けるとともに、捜査機関の保有する証拠の全面開示といった、えん罪を防止するための制度改革を実現するべく全力を尽くす決意である。

2011年（平成23年）11月30日

金沢弁護士会
会長 智口成市



「福井女子中学生殺人事件」再審開始決定に関する会長声明

本日、名古屋高等裁判所金沢支部は、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」に関する再審請求事件（再審請求人前川彰司氏）について、再審の開始を決定した。

本件は、1986年（昭和61年）3月に福井市内で発生した女子中学生殺害事件の犯人として、前川氏が逮捕・起訴されたものである。同氏は一貫して事件への関与を否認しており、第一審である福井地方裁判所は、1990年（平成2年）9月26日に無罪を言い渡した。しかし、控訴審である名古屋高等裁判所金沢支部は、1995年（平成7年）2月9日、一審判決を破棄して懲役7年の有罪判決を言い渡し、最高裁判所も、1997年（平成9年）11月12日、上告を棄却し、控訴審判決が確定した。

これに対し、前川氏は、2004年（平成16年）7月、日本弁護士連合会の支援を受けて、名古屋高等裁判所金沢支部に再審請求を申し立て、本日の再審開始決定に至ったものである。

本件では、検察官の提出した証拠が極めて脆弱であったにもかかわらず、複数の関係者の証言が大筋で一致しているなどとして、不当な逆転有罪判決がなされたものであり、当会は、これを我が国の刑事裁判における重大な危険性を表すものと受け止めて、2004年（平成16年）9月15日、前川氏の再審請求を支援する旨の意思を表明した。

したがって、本日の名古屋高等裁判所金沢支部による再審開始決定は、誠に正当であり、無罪推定の原則に忠実な判断が示されたことを歓迎するものである。

また、本決定を勝ち取られた前川氏、弁護団、そして再審請求を支援されてきた方々のこれまでの多大なご努力に、深く敬意を表する。

さらに、再審請求の審理の過程で、検察官が被告人に有利な証拠を多数保管していたことが明らかになり、これらの証拠が早期に開示されていれば、そもそも有罪判決はありえなかったのではないかと指摘されていることから、検察官に対しては、公益の代表者として、本決定に異議を申し立てることなく、速やかに再審公判開始を受け入れるよう、強く要求する。

当会は、今後も、前川氏の無罪判決に向けて支援を続けるとともに、捜査機関の保有する証拠の全面開示制度の導入などの刑事司法改革を実現するために全力を尽くす決意である。

2011年（平成23年）11月30日

富山県弁護士会

会長 作 井 康

